市民との協働による地域づくり支援事業（ハード枠）承認基準について

～基本的な方針

・各団体からの補助金申請額の合計が予算額を大幅に上回ったため、原則、各事業の事業経費額に対して５０％の額を承認額としました。

・市予算で対応すべき事業、市有公共施設内での事業、過去に市補助金で整備した経緯のある箇所の事業については、補助対象外としました。

・一つの団体で複数の事業を申請した場合については、一つの事業についてのみ対象としました。

・健康体操の事業に必要なテレビ及びＤＶＤについては、各ご家庭で使用している機材等（ＤＶＤ再生機能のあるパソコン等）を持ち寄ることでも対応が可能と判断し、補助対象外としました。ご理解願います。

・施設や事業の性質上、公金の支出が相応しくないと思われる事業については承認しませんでした。